

身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

知っていますか?

## 通信販売に「クーリング・オフ」はありません!!

サイズが合わなかった...  
クーリング・オフすればいいか!



### 事例

大手通販サイトで照明器具を購入した。しかし、サイズが合わなかったため、返品したいと通信販売事業者に伝えたが、規約に記載のとおり返品は受け付けられないと言われた。クーリング・オフ制度があり返品できるはずだ。

### アドバイス



## 契約する前に、事業者の定めている「返品特約」を必ず確認しましょう!

- ◆ 通信販売とは、新聞、テレビ、カタログ、インターネットホームページ等の広告を見て、消費者の側から郵便や電話、電子メール等の通信手段により、商品購入の契約の申込みを事業者に行うものです。
- ◆ 通信販売には「クーリング・オフ制度」は適用されないため、自己都合による返品については、事業者が定めた返品特約に従うことになります。返品特約については、通信販売事業者の多くはインターネットのサイトに記載しているので、契約する前に必ず確認しましょう。
- ◆ 返品特約の表示がない場合には、商品を受け取った日から8日間は購入者が送料を負担して返品することができます。
- ◆ わからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

買う前に返品特約を必ず確認ニヤ!



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)